

住民参加

0・・・はじめに

夕張市の財政破綻→住民の力で防げたのではないか？

1・・・住民参加の考え方

住民参加—人民主権の原則

(抽象的)—「地域社会は、住民が作っていくべきもの」

(具体的)—「本勉強会においては、住民運動と同義的に用いて、住民運動が地域性、自然発生的性質、脱正当性を備えるといった広義の住民参加」

2・・・伝統的な議会制民主主義の問題点(あくまで住民参加において)

考えられ方：住民の代表である議会によって、住民意思はシステムが表明される。

議会を補充する2次的なもの

議会の能力の限界への対応

- 1 { 条例の制定改廃請求
事務監査の請求
議会の解散請求
首長・議員のリコール請求

住民投票制度・・・何のときに投票を行うかが、行政によってあらかじめ決められている。

2なぜこのようなシステムになったか？

根本は明治期の不平等条約問題にさかのぼる

ドイツの地方自治制度を受け入れる→官治的性格を残す

「住民意思が芽生えるはずがない」

3…住民参加の課題

現時点では住民参加制度を整備するには問題点が多い。

参加自体が法的整備になじみにくい→整備するとかえって参加の機能を限定してしまうかも？

→参加のための一般論や方法論が未確定

- ① いかなる範囲の住民が参加すべきか？
- ② 背後のさまざまな団体の位置付け
- ③ 住民参加の保障

「実体的な個人または団体の利益がない限り、参加は保障されない」

「直接地域住民の個人的または私的な利益と法的に保護するものと解することはできない。」

4…参加・参画への動き

高度経済成長期の公害問題—公害の発生(住民への不利益)により、地域住民が立ち上がった。後の環境省(現：環境省)へも結びつく。

不利益を受けたから住民が団結し、行政に訴えることは、ある意味当然

本勉強会では、夕張市の財政再建のための住民参加なので、事後的な住民団結ではどうしようもない。

住民と行政との協働が不可欠

2000年に制定された、「地方分権一括法」

そしてその協働のためには、まず行政の情報公開が必要である。

5・・・住民と行政との関わり

1 広報・・・行政が住民に必要と考えて提供する

お知らせ広報

政策広報

お知らせ広報が多い

2 情報公開・・・住民が必要と考えて行政に情報公開を求める。

なぜ情報公開を求めるのか？

3 広聴・・・行政が主体的に住民から意見聴取する制度

4 意見表明・情報提供・・・

インターネット・電子メール等、以前に比べて伝達手段は豊富である。

情報公開を行えば、以前よりは情報共有を促せる

いきなり協働といっても、何かきっかけが必要

6・・・現在存在する協働(行政に住民の意見を反映できる可能性がある手段)

・パブリックコメント—意見公募手続の別名。平成17年6月の行政手続法の改正により新設。以前は意見提出手続だった。

・市長(行政)への手紙—市役所のホームページなどにあるもの

・ワークショップ—さまざまな勉強会の体験型講座
堺市都市整備公舎のワークショップ

・市民オンブズマン—スウェーデンが発祥

住民の権利を擁護し、自治体の主人公としての地位を保障する役割
裁判とは違い強制力はない

アメリカの場合

高齢者・障害者の人権と利益の確保

- ・ NPO—non—profit—organization の略。ボランティアなど社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。参加だけでなく、作ることも出来る。基本的に非営利活動協力法に合致していれば誰でも設立できる

別に NPO でなくても・・・

- ・ 住民投票制度の拡充・・・住民によって投票をするかしないかを定める？

7・・・私見

参加への意志をどう育むか？

主体参加とは何なのか？

ある地図帳に→ほんの10年前までは「善」とされていた夕張市・夕張市民にそれを崩すという意志は起こるか？

- 参考文献：『市民のための地方自治入門』2005 実務教育出版 今川 晃ほか
：『住民参加の法的課題』2006 東京 有斐閣 田村 悦一
：『自治体財政のツボ』2007 関西学院大学出版会 小西 砂千夫

参考ホームページ

： <http://www.npo-homepage.go.jp/> 内閣府ホームページ

： <http://www.city.hamura.tokyo.jp/kasseikasuisinsitu/workshop.htm>

ワークショップとは

： <http://www.city.tenri.nara.jp/> 天理市ホームページ

： http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/iken_koubo.html

厚生労働省ホームページ

： <http://www.e-gov.go.jp/help/hajimete.html> e-gov(電子政府の総合窓口)

： <http://www5.cao.go.jp/98/e/19980513e-keishinnpo.html>

NPO ワーキンググループ報告書